

保護者の皆様

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（文部科学省）
を受けた学校等の対応について

笠岡市教育委員会

1 基本方針

教職員と保護者が連携を密にして、これまで同様に十分な警戒を行うとともに、児童生徒への指導を徹底し、感染症対策に万全を期します。基本的には、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないために換気を徹底する
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないために配慮する
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていきます。咳エチケットや手洗いなどの感染症対策も徹底します。

なお、今後国内あるいは岡山県等において、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート（爆発的患者急増）」が生じた場合には、その際に国及び県から示される発生状況や必要な対応を踏まえて対応します。

2 具体的な対策

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような対策が必要です。ご理解・ご協力をお願いします。

（1）家庭における対策

- ① 登校前の検温及び風邪症状の確認を行う。
 - ・登校前に検温し、連絡帳や記録カード等に記載し、学校へ報告する。37.5度以上の熱があった場合や咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見る。できれば医師の診察を受け、登校については、医師と相談して判断する。
- ② 十分な睡眠及びバランスの取れた食事、適度な運動を心がける。
- ③ 手洗いやうがい、咳エチケット（ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆う、マスクの着用等）を徹底する。

（2）学校における対策

- ① 学校における健康観察を徹底し、情報を共有する。
- ② 手洗いやうがい、咳エチケットの必要性やその方法についてきちんと指導し、徹底する。

保護者の皆様

- ③ 学校医や学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整える。
- ④ 換気を徹底する。
- ⑤ 教室の座席については、できるだけ相互の間隔を空けるなど配慮する。
- ⑥ 児童生徒の心のケアを行う。
- ⑦ 学校給食の実施に当たっては、衛生管理を徹底するとともに、感染防止の工夫を行う。
- ⑧ 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて十分な対策を講じる。
- ⑨ 始業式や入学式、修学旅行等の学校行事においても、先の3つの条件が重なることがないように感染防止対策を講じる。
- ⑩ 新学期からの部活動再開に当たっては、岡山県教育委員会から通知された「部活動再開の考え方」の内容を踏まえて次の点に留意しながら対応する。なお、当分の間は合宿や対外試合等は行わないこととする。
 - ・生徒の健康観察の徹底
 - ・活動場所の十分な換気
 - ・活動内容、方法の工夫（「密集」や「密接」を避ける等）
 - ・活動中や活動後の手洗いの徹底
- ⑪ 学校と家庭の連携を密にし、必要な情報を共有するとともに、感染防止の徹底に努める。
- ⑫ 放課後児童クラブの運営においては、学校とクラブとの連携を密にするとともに、密集性を回避し感染を防止する観点等から、学校の空き教室や図書室、体育館、校庭等を活用して一定のスペースを確保する。

3 その他

- 児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において当該児童生徒等に対し、出席停止の措置を取ります。児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。
- 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられ、自宅で休養させる日は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- 新型コロナウイルス感染拡大の懸念などから、児童生徒の登校を見合わせる場合も、「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。